

大分県労働委員会規則第 11 条及び第 12 条の規定により、大分県労働委員会が実施した令和 3 年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 2 5 日

大分県労働委員会
会長 深田 茂人

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

(1)労働争議の調整

事件番号	区 分	調整事項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
令和 3 年 (調)第1号	あっせん	・職場でのハラスメント防止対策を講じ なかったことを認め、謝罪すること ・退職までの療養中の賃金等を支払うこと	3.7.1	2回	1回	86日	3.9.24	解決	
令和 3 年 (調)第2号	あっせん	・賃金に関わる損益計算書の開示 ・掲示板設置について誠実に対応すること ・誠実に団交に応じること	3.9.17	2回	1回	90日	3.12.15	解決	

(2)個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区 分	調整事項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
令和 3 年 (個)第1号	あっせん	・雇い止めの撤回 ・解決金の支払い	3.3.2	2回	—	43日	3.4.13	打切り	不参加
令和 3 年 (個)第2号	あっせん	・人事評定の修正 ・人事評定の修正に伴う年末手当、査定に基づく基本給で生じた賃金の差額の支払い	3.11.15	4回	—	40日	3.12.24	打切り	不参加